

返戻金制度について

当社の紹介により求人者が採用した人材（以下「対象者」という）が出社する前または出社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により出社後 6 か月未満で退職した場合、当社は対象者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。
なお、求人者の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、本条は適用されない。

- 1) 対象者が 6 か月未満で退職した場合：
紹介手数料の $\frac{(6 - \text{就業月数})}{6}$ を返金する。
- 2) 対象者が 6 か月以上就業した場合：返金なし。

許可番号	1 3 ユー 3 0 9 2 8 1
事業所の名称	株式会社カイラススタイル
所在地	東京都千代田区神田三崎町 2 丁目 4 番 1 号 TUG-I ビル 2 階